平成29年度決算に係る定期監査結果に基づき講じた措置

1 指摘事項

(1) 共通的事項

ア 契約の相手方が1者に限定されるため、県があらかじめ価格を定めて契約するもの

ア 契約の相手方が 1 者	背に限定されるため、県があらかじめ価格	を定めて契約するもの
機関名	指摘内容	講じた措置
中部地震復興本部事	平成29年度鳥取県子育て世帯向け	「契約書の作成省略等について」
務局	地域防災学習サポート事業に係る	(昭和39年4月1日付総務部長、
	業務委託契約について、発注伺を作	出納長通知)が誤認しやすい表現
	成しておらず、予定価格調書を作成	だったことにより、見積書を徴さ ないことができる場合に該当する
	していなかった。	と誤認して、見積書を徴さないも
元気づくり総本部	就業規則整備支援コンサルタント	のとして発注何や予定価格調書を
元気づくり推進局	派遣業務に係る委託契約について、	作成していなかったものである。
女性活躍推進課	発注伺を作成しておらず、予定価格	契約に関する各種通知を統合し
	調書を作成していなかった。	て契約に係る事務手続をまとめた
東部振興監東部振興	いなばのジビエ開発普及業務委託	「契約事務処理要領」(平成30年
課	契約外2件について、発注伺を作成	10月30日会計管理者制定)に見積
	しておらず、予定価格調書を作成し	を徴さないことができる場合とし
	ていなかった。	て「2号随契において、その性質
危機管理局	鳥取県西部地震展示交流センター	又は目的により、県があらかじめ 定めた価格で契約するとき」が追
消防防災課	運営事業委託契約について、発注伺	加されたので、今後は、見積書を
	を作成しておらず、予定価格調書を	徴さない場合(発注伺、予定価格
	作成していなかった。	調書も不要)は、この規定に該当
福祉保健部	介護職員処遇改善加算取得相談窓	するかどうかを十分確認すること
ささえあい福祉局長	口設置事業委託契約外5件につい	とした。
寿社会課	て、発注伺を作成しておらず、予定	
	価格調書を作成していなかった。	
健康医療局医療指導	鳥取県献血推進員設置事業委託契	
課	約外2件について、発注伺を作成し	
	ておらず、予定価格調書を作成して	
	いなかった。	
生活環境部	鳥取県動物愛護センター機能運営	
くらしの安心局く	業務委託契約について、発注伺を作	
らしの安心推進課	成しておらず、予定価格調書を作成	
	していなかった。	
商工労働部	特許流通フェア事業運営業務に係	
産業振興課	る委託契約について、発注伺を作成	
	しておらず、予定価格調書を作成し	
	ていなかった。	
商工労働部(農林水	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	
	体制強化事業に係る委託契約外1	
路拡大・輸出促進課	件について、発注伺を作成しておら	
	ず、予定価格調書を作成していなか	
	った。	
農林水産部	中海干拓県有農地管理に係る委託	
農地・水保全課	契約について、発注伺を作成してお	

機関名	指摘内容	講じた措置
	らず、予定価格調書を作成していな	
	かった。	
栽培漁業センター	栽培漁業センター施設維持管理業	
	務に係る委託契約について、発注伺	
	を作成しておらず、予定価格調書を	
	作成していなかった。	
とっとり賀露かに	鳥取県立賀露かにっこ館飼育管理	
っこ館	業務に係る委託契約について、発注	
	何を作成しておらず、予定価格調書	
	を作成していなかった。	
会計管理者	スポーツ課における国民体育大会	
会計局 (会計管理	鳥取県選手団派遣等事業及び競技	
局)	力向上対策等事業の実施に係る委	
	託契約外1件について、発注伺を作	
	成しておらず、予定価格調書を作成	
	していなかった。	

イ 年度当初における支出負担行為の遅延等

年度当例における文出負担行為の進延寺			
機関名	指摘内容	講じた措置	
元気づくり総本部	就業規則整備支援コンサルタント	年度末の繁忙期において、短期	
元気づくり推進局女	派遣業務に係る委託契約について、	間に支出負担行為等の事務が集中	
性活躍推進課	遡って契約していた。	すること並びに担当者及び上司と	
総務部	鳥取県ふるさと納税事務一括代行	も進捗管理が不十分であったこと	
行財政改革局財源	業務に係る委託契約について、遡っ	によるものである。 4月当初に契約する必要がある	
確保推進課	て契約を締結していた。	案件について、3月上旬に当初予	
地域振興部	スポーツによる情報発信・地域おこ	算が成立していない場合には、予	
スポーツ課	し支援事業補助金について、支出負	算を仮登録又は仮配当し、予算成	
	担行為の事務手続が遅延している	立を契約成立の条件として、入札	
	ものがあった。	実施等や支出負担行為に係る準備	
福祉保健部	鳥取県地域生活定着支援センター	をあらかじめ行い、3月中に決裁	
ささえあい福祉局	運営事業委託契約外1件について、	を済ませることとした。	
障がい福祉課	遡って契約していた。	また、事務処理の遅れや漏れがないよう、各所属で契約事務の進	
生活環境部	ろ過海水搬入委託業務に係る委託	ないよう、台別属で矢利事務の題 接管理について徹底を図った。	
山陰海岸ジオパーク	契約について、遡って契約してい	が自生にういて徹底を囚うた。	
海と大地の自然館	た。		
くらしの安心局く	鳥取県動物愛護センター機能運営		
らしの安心推進課	業務委託契約について、遡って契約		
	していた。		
商工労働部	医工連携推進事業補助金について、		
産業振興課	支出負担行為の事務手続が遅延し		
	ていた。		
会計管理者 会計局	平成29年度財務会計等収納データ		
(会計管理局)	作成業務委託契約について、遡って		
	契約していた。		

ウ 道路占用料等の調定遅延

機関名	指摘内容	講じた措置
県土整備部	土木使用料収入(道路占用料	年度末から年度当初にかけて処理すべき業
鳥取県土整	等)について、調定が遅延して	務が集中すること、年度中途で変更又は廃止と
備事務所	いるものがあった。	なった対象物件に係る占用者への内容確認や
総合事務所	農林水産業使用料収入(漁港施	占用台帳の精査に時間を要したこと等により
中部総合事	設使用料)、土木使用料収入(道	遅延したものである。
務所県土整	路占用料等) 等について、調定	調定事務が迅速かつ適正に行えるよう以下
備局	が遅延しているものがあった。	のとおり再発防止策を実施し、平成30年度調定
		分では著しい遅延を解消した。
		①余裕を持って更新事務が行えるよう、各占
		用者への更新又は廃止申請に係る案内時
		期を早め、前年の12月に実施した。
		②調定処理の進捗状況を組織共有し、進行管
		理を徹底した。
		なお、総合道路台帳システムの占用台帳デー
		タについて、必要項目をCSV形式で抽出し、
		そのデータを新財務会計システムに取り込む
		ことで大量調定処理がスムーズになることか
		ら、システム改修を実施中である。

エ 福祉保健部職員の不適切な事務処理

機関名	指摘内容	講じた措置
総務部	福祉保健課における生活困窮者就	不適正な事務処理の発生を受け行政監
政策法務課	労準備支援事業費等補助金(地域福	察を行うとともに、平成30年11月に当該職
	祉増進事業分)について、決裁を受	員及び監督職員に対する処分を実施した。
	けずに公印(知事印)を押印し、国へ	再発防止のため、平成30年4月に適正な
	返還額報告書を提出していた。	事務処理の実施及び公印の適正な管理等
	概要: H30. 3 に職員による不適正な	について全庁に通知し、注意喚起を行うと
	契約手続が行われていたことが判	ともに、平成30年7月には、県内東部、中
	明したことから、当該職員が担当	部、西部の3か所で実施した文書管理主任
	していた事務全般を確認したとこ	研修において、公印管理の徹底、押印時の
	ろ明らかになったものである。	施行確認の徹底を指導した。
	提出した報告書を受理した国がそ	なお、平成31年4月から、施行文書が決
	れを正当なものとして返還手続き	裁を受けた内容であることや施行件数な
	を進めていたこと、また当該報告	どの確認後に公印を押印するよう、鳥取県
	の内容自体は適切であったことか	文書の管理に関する規程を改正した。
	ら、追認を行った。	
	・報告年月日:H30.2.28	
	・追認年月日:H30.4.11	
	・返 還 額:1,537,000円	
	・発生の理由:担当者の規範意識が	
	欠如し、上司の進行管理が不十分	
	であった。	
	公印の管理が不十分であった。	
政策法務課	福祉保健課における生活保護シス	
	テム等運用保守業務に係る委託契	
	約外1件について、決裁を受けずに	
	公印(知事印)を押印し、契約書を作	
	成していた。	

機関名	指摘内容	講じた措置
	・契約:①生活保護システム等運用保	
	守業務に係る委託契約	
	②生活保護等版レセプト管理シス	
	テムクラウドサービス提供委託	
	契約	
	・発生の理由:担当者の規範意識が欠	
	加し、上司の進行管理が不十分であ	
	った。	
<i>1</i> 万√1./□ //⇒立/	公印の管理が不十分であった。 (五世) 生活日第老部党港供工採車	て 第二 と 東交 加 畑 彩 葵 井 し た 北 見 戸 ・ 火
福祉保健部 ささえあい	(再掲)生活困窮者就労準備支援事 業費等補助金(地域福祉増進事業	不適正な事務処理が発生した背景は、当該職員が業務過多から円滑な事務執行が
福祉局福祉	未負 寺柵助金 (地域価価増進事業 分)について、決裁を受けずに公印	困難な状況になっていたが、それを所属内
保健課	(知事印)を押印し、国へ返還額報告	の上司や職員が把握できず、業務の進捗管
N VE W	書を提出していた。	理も不十分だったものである。
	概要:H30.3に職員による不適正な	また、公印(課長印)を押印する際、文
	契約手続が行われていたことが判	書管理主任が確認するルールが守られて
	明したことから、当該職員が担当	いなかった。
	していた事務全般を確認したとこ	再発防止のため、次の業務負担の軽減と
	ろ明らかになったものである。	情報共有・進捗管理及び公印(課長印)の
	提出した報告書を受理した国がそ	管理徹底の徹底を図った。
	れを正当なものとして返還手続き	(1)業務負担の軽減
	を進めていたこと、また当該報告の	・当該職員が担当していた業務につい
	内容自体は適切であったことから、	て、複数の職員で業務を遂行する体制
	追認を行った。	を講じた。
		・毎年の定型的な契約業務について、令 和元年度以降複数年契約とした。
	・報音年月日:H30. 2.28	・上司が勤怠管理システムで職員の時間
	・返 還 額:1,537,000円	外勤務の状況を定期的に確認し、業務
	・発生の理由:担当者の規範意識が欠	過多の状況等の早期発見に努めた。
	如し、上司の進行管理が不十分であ	(2)情報共有・進捗管理の徹底
	った。	業務に関するメールについて上司及び
	公印の管理が不十分であった。	係内の職員をCCに入れるなど、所属
ささえあい	生活保護システム等運用保守業務	内での情報共有を徹底した。
福祉局福祉	に係る委託契約外3件について、契	・契約事務について、年度当初において
保健課	約締結に係る決裁を受けずに業務	リスト化することにより、所属内で共
	を発注していた。	有しつつ進捗管理を行った。
	概要: H30. 3.27 に担当職員が体調不	(3)公印(課長印)の管理徹底
	良のため年度末まで休暇をとるこ	・文書管理主任が公印(課長印)を保管
	ととなったが、その不在時に委託業	し、押印の際に電子決裁システムにて
	務を請け負っているという会社の 担当者が契約書をまだ受理してい	決裁済かどうかを確認するよう徹底 した。
		U/C ₀
	裁を受けないまま発注している事	
	案及びその他不適正な事務手続が	
	複数発覚した。	
	その後、担当者が発注した業務につ	
	いては、いずれも政策法務課に契約	
	の有効性を確認し、契約の追認を行	
	っている。	
	なお、下記契約の②については、毎	
	月締めの翌月払いの契約としてお	

機関名	指摘内容	講じた措置
	り、当該職員が私費で 10 か月分	***
	(864,000円)を支払っていたため、	
	委託業者から職員へ個人で負担し	
	た額を返還してもらった上で、県費	
	で契約金額全額を委託業者に支払	
	った。	
	 ①生活保護システム等運用保守業務	
	に係る委託契約	
	②生活保護等版レセプト管理システ	
	ムクラウドサービス提供委託契約	
	③社会保障・税番号制度導入に伴う鳥	
	取県生活保護システム改修及び支	
	援業務に係る委託契約	
	④鳥取県生活保護システム及び番号	
	制度連携ユニットネットワーク分	
	離業務に係る委託契約	
	 ・発生の理由 : 担当者の規範意識が欠	
	如し、上司の進行管理が不十分であ	
	った。	
ささえあい	(再掲)生活保護システム等運用保	
福祉局福祉	守業務に係る委託契約外1件につ	
保健課	いて、決裁を受けずに公印(知事印)	
	を押印し、契約書を作成していた。	
	· 契約:	
	①生活保護システム等運用保守業	
	務に係る委託契約	
	②生活保護等版レセプト管理シス	
	テムクラウドサービス提供委託契 約	
	- 発生の理由:担当者の規範意識が欠	
	如し、上司の進行管理が不十分であ	
	った。	
	公印の管理が不十分であった。	
ささえあい	鳥取県生活保護システム及び番号	
福祉局福祉	制度連携ユニットネットワーク分	
保健課	離業務に係る委託契約について、決	
	裁を受けずに公印(課長印)を押印	
	し、業者へ見積依頼文書を送付していた。	
	公印を総務補佐の横の小机に年中	
	常置しており、チェックなしにいつ	
	でも押印できる状況にあった。	
	現在はキャビネ内に収納しており、	
	押印するときだけ出して内容を確	
	認した上で押印させている。	
	#n/4 () 白花田小水田	
	・契約: ④鳥取県生活保護システム及	

機関名	指摘内容	講じた措置
	び番号制度連携ユニットネットワ	
	ーク分離業務に係る委託契約	
	・発生の理由:担当者の規範意識が欠	
	如し、上司の進行管理が不十分であ	
	った。	

(:

機関名	指摘内容	講じた措置
元気づくり	平成29年度県政だより印刷に係る	受託者からの納品書提出と県政だより
総本部	委託契約について、契約書に定める	納品に係る各市町村からの不具合連絡の
広報課	完了検査を行っていなかった。	有無により納品を検査済としていたもの
	概要:納入先を19市町村とし、納入	である。
	時に県が検査することとしていた	監査指摘を受けて、平成31年2月に変更
	が、市町村に出向いて検査を行っ	契約し、受託事業者が各市町村に納入した
	ておらず、事業者から提出される	際に受取者から徴する受領印が押印され
	納品書のみにより納入を確認して	た納品書の写しを県に提出させることと
	いた。	し、当該書面の確認をもって完了検査とす
		ることとした。
	・印刷物:平成 29 年度県政だより	
	- 数 量: 203, 200 部×12 回	
	- 契約額: 22, 121, 164 円	
	・発生の理由:担当者及び上司とも	
	完了検査の認識が不十分であっ	
	た。	
総務部	17食博覧会・大阪の出展に係る	事業実施前には一部負担金額が不確定
関西本部	負担金について、支出負担行為の事	であったため、担当者が事前に支出負担行
	務手続が遅延していた。	為を行わず額が確定するまで留保してし
	概要:出展料金及び電気、給排水、	まったこと及び上司の業務進捗管理が不
	LPガスの設備の工事・使用に伴	十分であったことが原因である。
	う負担金であるが、事前に金額は	監査指摘を受けて、平成30年度年度の事
	把握でき、事前に支出負担行為を	務処理については、業務の進捗管理を徹底
	行うべきところ、そのための予算	し、会計処理が遅滞することのないよう対
	が不足しており、事業終了後に受	応を行った。
	領した見積書に基づいて流用によ	再発防止のため、事後でなければ額が確 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	り予算を確保し、支出負担行為を	定しない場合であっても、見込額で事前に
	行っていた。	支出負担行為を起こすよう、所属内に徹底
	11 2 6 1 100	した。また、業務の進行管理を適切に行い、
	 ・遅延の理由:担当者及び上司とも	遡り等不適切な会計処理を行うことがな
	関係規程への認識が不十分であっ	いよう所属内で徹底した。
	た。	S 2/2/1/24 1 1 C HAVES C / C 0
関西本部	JR大阪駅における鳥取県観光情	委託する業務が複数あり、そのうちの主
因口不明	報発信業務に係る委託契約につい	要業務を強く意識していたことから、先行
	て、遡って契約していた。	して着手すべき業務を担当者が失念して
	概要:委託する業務が複数あるとこ	いたこと及び上司の業務進捗管理が不十
	ろ、そのうちの主要業務を強く意識	分であったことが原因である。
	していたことから、先行して着手す	監査指摘を受けて、今年度の事務処理に
	べき業務を失念し、契約日を遡って	一一品重相調を支げて、「一尺の事務を壁に ついては、業務の進捗管理を徹底し、会計
	^さ未務を大心し、突飛口を遡りて いた。	処理が遅滞することのないよう対応を行
	V ./Co	延座が延備することのないより対応を11 った。
	. 切幼期間・1190 0 90-1190 10 91	つた。 再発防止のため、業務の進捗管理を適切
	・契約期間:H29.9.28~H29.10.31	

機関名	指摘内容	講じた措置
DADG F	・契約金額:2,503,440円	に行い、遡り等不適切な会計処理を行うこ
	・決裁日: H29 . 10. 4	とがないよう所属内で徹底した。
	・契約日: H29. 9.28	
	・遡り日数:6日	
	・遅延の理由:担当者が失念し、上	
	司の進行管理が不十分であった。	
関西本部	「食のみやこ鳥取県」ブランド化推	担当者の予定価格の積算に対する認識
	進事業ブランド力向上業務委託契	が不足していたこと及び上司による積算
	約について、積算金額を上回る額で	資料のチェックが不十分であったことが
	契約していた。	原因である。
	概要:参考見積により予定価格を積	再発防止のため、関係規則の認識を高
	算する場合においては、積算した額	め、起案の内容について、担当者だけでな
	以下を予定価格とすべきところ、発	く副査及び上司も十分にチェックするよ
	注伺にその端数を切り上げて予定	う所属内で徹底した。
	価格の積算として記載し、その額で	
	予定価格を決定していた。予定価格	
	の範囲内で落札決定したものの、契	
	約金額は積算金額を上回っていた。	
	 ・予定価格:3,542,000円	
	・積算金額: 3,541,867円	
	· 契約金額: 3,542,000円	
	· 超過金額: 133円	
	・発生の理由:担当者及び上司とも	
	関係規程への認識が不十分であっ	
	t.	
観光交流局	ビジット・ジャパン地方連携事業	国(中国運輸局)は、事業費が確定した
観光戦略課	「岡山・鳥取連携FIT向けドライ	段階で契約を締結し、事業完了後に事業受
	ブツアー促進事業(香港)」に係る	託者(旅行会社)から地方自治体(今回で
	負担金について、支出負担行為の事	あれば幹事県の岡山県) に費用を請求する
	務手続が遅延していた。	やり方を全国的に行っているほか、受託者
	概要:負担金の請求書の受理が翌年	からの請求を受けて幹事県の岡山県が本
	度4月となったため、支出負担行	県に請求を行うため、さらに時間がかかる
	為の日付を遡っていた。	形になっている。
		再発防止のため、国に適正かつ迅速な手
	・負担金額:1,499,981円	続を行うよう要請するとともに、国から事
	・請求者:C協議会(事務局:岡山	業実施計画が示された時点で、実施予定額
	県)	(予算の範囲内)に基づき支出負担行為を
	・請求書受理日:H30.4.26	行うとともに、今後同様な事例が起こらな
	(請求書日付 H30. 3.30)	いよう所属内で情報共有を図った。
	· 決裁日: H30. 4.26	
	・支出負担行為日: H30. 3.30	
	・遡り日数: 27日	
	・遅延の理由:相手方の事務が遅延した。	
 観光戦略課	した。 山陰地域限定特例通訳案内士養成	島根県が行った契約事務に係る連絡調
寛元 八甲 学 一	田陸地域版足特例通訳系的工養成の修業務に係る委託契約について、	
	遡って契約していた。	を受けることができなかったものである。
	概要:本県と島根県が共同で行う業	再発防止のため、他県との共同業務の場
	務委託について、島根県が契約業	合、事前に情報共有しながら余裕を持った
	務を担当した。島根県が契約伺の	日程で契約事務を進め、契約の当事者全員
		·

機関名	指摘内容	講じた措置
NWIW. H	決裁日を契約日としたが、本県は	の決裁が整った段階で契約日を決めるこ
	島根県の決裁後に起案したため、	とをルール化して適切に事務処理を行う
	契約日を遡ることとなった。	こととした。
)(M) A E 22 0 C C 6 7 7 C 0	また、今後同様の事例が起こらないよう
	・契約期間: H29. 6.30~H30. 3.31	業務の進捗管理を行うこととした。
	· 決 裁 日:H29. 7.19	
	·契約日: H29.6.30	
	・ 遡り日数 : 19 日	
	・遅延の理由:担当者及び上司とも	
	進行管理が不十分であった。	
観光戦略課	「ようこそ鳥取県」国際チャーター	補助事業者の本県への補助申請が初め
.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	便促進支援補助金について、支出負	てであり、補助金の手続や流れ(交付決定
	担行為の事務手続が遅延していた。	後に事業実施) 等に対する理解が不十分で
	概要:補助事業者が補助金事務に不慣	あったことにより、補助金申請手続が遅延
	れであったことから、県の再三の督	したものである。
	促にもかかわらず申請書の提出が	再発防止のため、外国企業とのやり取り
	遅れ、その後も修正等を行ったこと	に関しては、国内の事業者よりも時間を要
	から起案が大幅に遅れた。既に事業	することから、補助事業の流れやスケジュ
	に着手していたことから、遡って交	ール等を予め伝えるなどし、適正な事務を
	付決定した。	行うこととした。
		また、外国企業との補助事業の実施にあ
	・補助事業者: (株) F (韓国)	たっては、速やかに県と相手方でタイムス
	・交付申請日:H29.9.29	ケジュール等を共有し、期限までに申請手
	・交付申請書: H29.11.9月	続が適切に行われない場合、補助金の支出
	・実施期間: H29. 9.30~H29.12.30	ができなくなることについても相手方に
	・補 助 金 額:8,229,000円	伝えることとした。
	・決 裁 日: H29 . 11. 9	なお、課内においても、担当者同士(韓
	・交付決定日: H29. 9. 29	国担当とチャーター担当)で、相互に業務
	・遡 り 日 数: 1 か月 10 日	の進捗状況を共有し、進捗管理を行うこと
	・遅延の理由:担当者及び上司とも進	を徹底した。
	行管理が不十分であった。	
交流推進課	2017年度鳥取県江原道職員相互派	担当者及び予定価格決定者とも予定価
	遣事業研修員受入業務委託契約に	格の決定についての認識が不十分であっ
	ついて、予定価格調書を見積書受領	た。
	後に作成していた。	平成28年度決算でも同じ指摘を受け、同
	概要:見積書を徴取する前に決定し	様のミスが生じないよう、平成29年11月14
	ておくべき予定価格を、見積書を	日に指摘内容を所属内で情報共有し、主
	徴取した後に決定していた。	査・副査間で相互に確認し、さらに上司も確認することを徹底しており、平成30年度
	・契約日:H29.4.1	製約は適正に処理した。
	・見積書受理日: H29 . 3 . 6	大がは過止に定住した。
	・予定価格調書作成日: H29.3.28	
	・発生の理由:担当者及び上司とも	
	関係規程への認識が不十分であっ	
	た。	
交流推進課	^-。 第22回北東アジア地域国際交流・協	行事開催直前に業務内容を変更する必
◇ № 1年/年 水	力地方政府サミットに係る同時通	要が生じたが、これに対応するための情報
	訳・翻訳等業務委託契約外1件につ	共有や適切な業務配分及び進行管理が行
	いて、遡って変更契約していた。	えなかったものである。
	概要:開催日(H29.4.10) 直前に①	監査指摘を受けて、委託契約に係る業務
	参加地域が当初想定していた以外	内容について必要な情報共有を徹底する

機関名	指摘内容	講じた措置
	の資料の使用を希望したこと、② 訪問団の来県日程等に変更があったことから、それぞれ変更契約の必要が生じたが、開催に向けた来客対応を優先し、変更契約の手続を開催後に行っていた。 ①第22回北東アジア地域国際交流・協力地方政府サミットに係る同時通訳・翻訳等業務委託:遅延日数1か月11日 ②第22回北東アジア地域国際交流・協力地方政府サミット運営業務委	ともに、適正に事務処理が行える職員体制・事務配分を行った。 再発防止策のため、平成30年7月10日に 今回の指摘内容を所属内で情報共有する とともに、平成30年11月15日に会計事務別 研修会の内容を所属内で伝達研修し周知 徹底した。
	託:遅延日数 1 か月 23 日 ・契約日: H29. 4. 1 ・発生の理由:担当者及び上司とも 進行管理が不十分であった。	
福祉保健部される。福祉福祉課	平成30年4月障害福祉サービーのでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	予定価格調書の見積書比較金額の記載を誤り、見積合わせ担当者及び上司も確認が不十分であったものである。 再発防止のため、契約事務の実務を再確認するため、平成30年11月15日に開催された会計事務別研修会の内容を所属内で伝達研修した。 また、契約過程において主査と副査との間で相互に確認を行うとともに、上司も確認することを徹底した。
子育て王国 推進局青少 年・家庭課	母子父子寡婦福祉資金貸付償還システム標準レイアウト変更対応業務に係る委託契約について、予定価格調書を作成していなかった。 概要:予定価格の積算を行ったが、その後、予定価格調書の作成を失念していた。 ・予定価格: 2, 248,000 円	担当者及び上司ともに、契約事務に関する事務手続きの理解が不十分で、予定価格調書が作成されていないことに気付かなかったことが原因である。 再発防止のため、平成30年11月14日に開催された平成30年度会計事務別研修会の契約科目について、総括課長補佐がこれを受講し、契約事務において必要な書類の作成や適正な事務手続を行うことについて、
	・契 約 額:2,247,696円 ・発生の理由:担当者が失念し、上司	課内全員に周知した。 また、従前から課内の契約を要する事務

機関名	指摘内容	講じた措置
	の確認が不十分であった。	の一覧表を作成し、適切な時期に契約や支
		払を行うためのチェックリストとして活
		用していたため、このチェックリストに予
		定価格調書作成に関するチェック欄を新
		たに設け、組織的なチェック体制を強化す
		ることとした。
		なお、事務が集中する年度末及び年度初
		めにおいて、総括課長補佐が各担当者に個
(1) A H		別に注意を促すこととした。
総合療育セ	物品出納簿と現物が整合しなかっ	物品保管主任の多くは医療職や福祉職
ンター	た物品(手の手術セット外3品)に	の専門職であり、会計規則の認識不足や他
	ついて、その後相当の期間を経たに	の業務に埋没して適切に管理できていな
	もかかわらず物品亡失の手続を行	かったことに加えて、事務部門担当者の確
	っていなかった。 「概要:平成28年度に所属内の全備品	認不足と上司の業務管理不足があった。
		監査指摘を受けて、物品保管主任に保管場所ごとの一覧表を配布し、一覧にある備
	の照合作業を行い、照合できなかっ	
	た備品については不用品決定処分 の手続きを行っているが、 ①につい	品は勝手に処分しないこと及び適切な管理を指導した。
	ては現物が確認できなかったにも	また、再発防止のため、平成30年11月27
	かかわらず、その手続きを行って	日に総合療育センター内の管理職を含む
	いなかった。	幹部会議においても、本定期監査結果の情
	また、②・③・④については、現	報共有を行うとともに、保管場所を移動す
	物が確認できなかったにもかかわ	るときは事務部へ連絡すること、故障又は
	らず照合できたことにしていた。	使用不能の備品を勝手に処分しないこと、
	平成29年度の照合において、これ	物品照合作業時には現物確認を確実に行
	ら4件の現物が照合できないこと	うこと等備品の適正管理について再度周
	を確認したことから亡失の手続を	知徹底した。
	行った。	
	①エの工作セット・100 畑日町入仕	
	①手の手術セット:H28 物品照合結 果:無	
	②食器消毒保管庫:H28 物品照合結果:有	
	未.句 ③携帯用止血器:H28 物品照合結果:	
	有	
	 ④パルスオキシメータータフサッ	
	ト: H28 物品照合結果: 有	
	1 1 11-2 MARIANT MRNIE 1 13	
	・H28物品照合日: H29. 1.10(最終日)	
	• 事故報告日: H29. 9.29	
	・遅延日数:8か月19日	
	・発生の理由:担当者及び上司とも関	
	係規程への認識が不十分であった。	
生活環境部	放射線監視等交付金について、逓次	担当者の歳入及び歳出に関する基本的
水・大気環境	繰越予算で収入すべきところを現	事項の認識不足及び上司の確認不足が原
課(環境立県	年予算で収入していた。	因である。
推進課)	概要:継続費で行う原子力環境セン	再発防止のため、平成30年11月13日に開催された合計東発即延修合に担当表現で
	ター新築工事(Ⅱ期工事)に関す	催された会計事務別研修会に担当者及び 上司が出席するとともに、研修での注意点
	る予算であり、逓次繰越予算の歳 入の財源は国庫補助金である。こ	上司が山席りるとともに、研修での任息点 も含め所属内で適正な予算事務について
	の国庫補助金は現年度事業に係る	まちの所属的で適正な了昇事務について 課内で情報共有し、歳入及び歳出に係る基
	四甲冊別並は沈十尺尹未に深る	Mrichting 大阪八区の一家山に深る左

機関名	指摘内容	講じた措置
	ものもまとめて交付され、全てを 現年予算で収入していた。繰越予 算について、歳出は予算どおり執 行しているが、対応する国庫補助 金を繰越予算の歳入としていなか った。 ・科目(予算): 逓次・総務費国庫補	本的事項の理解を進め、組織内の確認を徹底した。
	助金(28 年度から 29 年度へ繰越) ・予算額: 47, 538, 780 円 ・科目(決算): 現年・総務費国庫補助金 ・補助金: 放射線監視等交付金399, 602, 218 円(現年分を含む。) ・発生の理由:担当者及び上司とも確認が不十分であった。	
水・大気環境立県推進環、②水環)	鳥取県環境放射線 モニタ の 委約 1 件についた。 「概要:①前年度に引ききころ、 で変約 1 件についた。 「一般では、逆のでは、逆のでは、がないがでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	担当者の契約事務の失念、年度初日に契約をしなければいけないとの誤認及び上司の進行管理が不十分であったことが原因である。 再発防止のため、指摘内容を課内で情報共有し、適正な契約事務手続について、平成30年11月13日に開催された会計事務値を見っての注意点等を所属内で周知を見やするにで、契約事務全般を見頃から確認するようにした。また、①については、スケジュール管理を所属内で徹底するため、データで一次でででででででできるようにし、②については、4月1日から契約するととし、②については、4月1日から契約することとし、②については、4月1日から契約することとし、②については、4月1日から契約するごととした。
山陰海岸ジオパーク自然館	展示水槽清掃・維持管理委託業務契約について、契約締結前に業務を行わせていた。 概要:事務手続の遅延により契約伺は4月28日に決裁となり、契約の相手方から請書が提出されたのが5月25日であったが、契約締結前に業務を行わせ、なおかつ支出していた。	担当者の会計に関する基本的事項の認識不足及び上司の進行管理の不十分によるものである。 再発防止のため、指摘内容を所属内で情報共有するとともに、適正な契約事務手続きについて、平成30年11月13日、14日に開催された会計事務別研修会に担当者及び上司が出席し、研修での注意点も含め所属内での周知徹底を図った。

機関名	指摘内容	講じた措置
1茂 労石		神 した作 恒
	・請書作成日: H29. 5.25	
	・委託期間: H29. 4. (契約締結日)~	
	Н30. 3.31	
	(仕様書 決裁日~H30.3.31)	
	・契約金額:1,814,400円	
	・遅延の理由:担当者が失念し、上	
	司の進行管理が不十分であった。	
山陰海岸ジ	山陰海岸ジオパーク科学実験教室	見積依頼後、国交付金の当該事業への交
オパーク海	及びサイエンスカフェ運営業務に	付金配分額が減額となり、事業内容の見直
と大地の自 然館	係る委託契約について、変更後の仕 様に基づいた予定価格を決定して	しを行ったが、担当者及び上司の会計規則 等の認識不足により書面での仕様の変更
※ は日	稼に基づいた了た価格を伏足して いなかった。	及びこれに伴う予定価格の決定を行わず、
	概要:文書による見積依頼後に仕様	相手方に口頭で指示して実施したもので
	を変更する必要が生じたが、変更	ある。
	について文書によらず口頭で依頼	再発防止のため、指摘内容を所属内で情
	していた。業務量が減となる変更	報共有するとともに、適正な契約事務手続
	であったが、変更後の仕様に基づ	について、平成30年11月13日、14日に開催
	│ く予定価格を決定していなかっ│	された会計事務別研修会に上司が出席し、
	た。事業者からは変更後の仕様に	研修での注意点も含め所属内での周知徹
	基づいて見積書が提出されたが、	底を図った。
	契約は変更前の仕様書で締結して	
	いた。	
	 ・契約形態:随意契約	
	・相手方: (大) B・指摘の考え方:	
	支出負担行為事務が著しく不適正	
	・発生の理由:担当者及び上司とも	
	関係規程への認識が不十分であっ	
	た。	
くらしの安	チャイルドシート使用啓発イベン	担当者が契約日及び契約期間の始期を
心局くらしの安心推進	ト委託業務について、債務負担行為	4月1日とすることを失念し、上司の確認
一次女心推進 課	が設定されていないにもかかわらず、年度開始前に契約を締結してい	も不十分であったものである。 再発防止のため、指摘内容を所属内に周
	た。	知した上で、総括課長補佐が平成30年11
	概要:請書の契約日及び契約期間の始	月13日及び14日に会計事務別研修会(歳
	期を4月1日とすることを失念し	出、契約)を受講し、その内容を所属内で
	ていた。	周知徹底した。
	なお、3月中に業務は行っていなか	
	った。	
	+n.//	
	・契約期間: 契約締結日~H29.4.1	
	・契約額:57,240円 ・決裁日:H29.3.28	
	・ 犬	
	・発生の理由:担当者が失念し、上司	
	の確認が不十分であった。	
くらしの安	鳥取県空き家対策支援事業費補助	鳥取県中部地震の復興支援策として、補
心局住まい	金について、支出負担行為の事務手	正予算措置(制度改正)したものであった
まちづくり	続が遅延していた。	が、予算成立後、事業実施の直前になって、
課	概要:県からの再三の要請にもかか	町の担当職員が長期休暇で不在となった。

機関名	指摘内容	講じた措置
	わらず町の事務処理の着手が遅れ	(改正補助金交付要綱平成29年10月16日
	たこと、また、交付申請書受理後	施行)
	に内容修正や金額訂正があり、時	町が予定する事業着手(平成29年11月1
	間を要したものである。	日)までに申請手続を行うよう担当職員の
	補助事業は空き家実態調査委員賃	上司に再三にわたり要請したが、職員の復
	金で雇用期間に合わせて交付決定	帰まで対応がなく、また、復帰後(11月中
	を行う必要があったため、日付を	旬)に申請書類を受けるも内容や金額に修
	遡っていた。	正があり、交付決定までに時間を要した。
	 ・補助事業者:北栄町	本事例は、鳥取県中部地震の復興対応によるマンパワー不足の状況にあって、町の
	・交付申請日: H29.10.30	担当職員の長期不在という不測の事態に
	・交付申請書受理日:H29.10.30(受	より代替の職員による事務処理ができな
	付印日、実際には起案日直前の受	い町の実情も考慮し、やむを得ないものと
	理)	判断したものである。
	・起 案 日:H29.11.28	再発防止のため、補助金交付決定の遡り
	・決 裁 日: H29 . 11. 29	は行わないよう徹底し、担当職員の長期不
	・交付決定日: H29 . 10. 31	在等の不測の事態が生じた場合は、事業着
	・遡り日数:29日	手の延期及び代替措置を講ずるよう申請
	・交付決定額:437,000円	者に求めることとした。
	・遅延の理由:担当者及び上司とも	なお、同町には、今後このような取扱い
	進行管理が不十分であった。	は認めない旨を伝えており、本事例以降は
くらしの安	鳥取県伝統建築技能者団体活動支	同様の遡及処理は一切行っていない。 担当者の認識不足により、誤った交付決
一人のしの女	展取原仏	定を実施したが、実績報告書は交付要綱で
まちづくり	が誤っていた。	定める補助率以下の金額で提出されてお
課	概要:県外で開催される研修会の参	り、額の確定は正当な額で行ったものであ
	加にかかる経費等は補助対象経費	る。
	全体の 1/3 以下とされているが、	監査指摘を受けて、平成31年3月に補助
	それを超過した金額で計算された	金交付要綱を改正し、申請書様式に県外で
	交付申請書を受理し、これに基づ	開催される研修会の参加に係る経費を記
	き交付決定を行っていた。	入する欄を設け、他の研修会経費と区分し
	なお、実績報告書では交付要綱ど	て記載することで、県担当者の確認漏れを
	おりの 1/3 以下の金額とされてお	防止するとともに、申請書の作成時に申請
	り、額の確定をしていた。	者自らが確認できるようにした。
	 ・補助事業者:(一社)A	
	・補助対象経費:1,399,330円(うち	
	県外研修会経費: 576, 230 円 (41%)	
	相当))	
	・交付決定額: 正 945,000円	
	誤1, 000, 000円	
	・超 過 額: 55,000円	
	・額の確定額: 1,000,000円	
	・発生の理由:担当者及び上司とも	
	関係規程への認識が不十分であっした	
東部生活環	た。 行政財産使用料収入について、調定	当該業務の担当者が年度当初に大量の
境事務所(東	が遅延しているものがあった。	
部建築住宅	概要:年度当初に事務が集中し、当該	務を優先したため、行政財産使用料の調定
事務所)	調定事務が遅延した。	に着手するのが遅れたものである。
		再発防止のため、行政財産使用料の調定

機関名	指摘内容	講じた措置
	・遅延日数: 4か月1日	リストの作成などの事前準備を前年度中
	・遅延の理由:担当者及び上司とも進	に行うことで4月1日付けでの調定を行
	行管理が不十分であった。	えるようにした。
	1 1 1 1	また、課長補佐及び管理職が進捗状況を
		十分確認することとした。
商工労働部	企業立地事業補助金に係る返還金	企業経営は時々の景気動向や消費性向
立地戦略課	について、多額の未収金があった。	に左右されるなど不確実な要素もあるが、
	・調 定 額:96,502,385円	業績悪化等は従業員の雇用不安にもつな
	・収入済額: 1,128,000円	がるため、補助金執行に当たっては対象企
	・未収金額: 95, 374, 385円	業の事業計画をさらに厳しくチェックす
		る必要がある。
		未収案件のうち、A社はベンチャー企業
		であり事業計画に確実性が不足していた
		こと、B社は本業とは異なる新たな分野へ
		の進出を行う事業計画であり困難度が高
		かったことなどが売上不振を招いた主な
		原因と考えられるため、平成26年度から専
		門家等で構成する「ベンチャー企業等評価
		会議を設置し、ベンチャー企業等が事業
		を展開しようとする分野の市場動向、ビジ
		ネスモデルなどについて評価を実施した
		上で企業立地事業の認定を行うこととし
		ている。
		・A社(平成24年度企業立地事業認定)
		事業所用地の有効活用を図るため、補
		助事業で取得した事業所用地の一部を
		他企業へ売却したことに伴い、売却面積
		相当分の補助金返還が生じたもの。その
		後、売上げ不振等により資金繰りが悪化
		したため事業休止状態となり補助金返
		還ができていない状況である。
		継続的に面談や電話で現状確認する
		とともに、補助金返還の督促の実施及び
		県への返済を進めるための工場の賃貸
		の検討など実効性のある事業計画の策
		定に関する指導を行っている。今後も継
		続的に面談等を行い、督促や指導を実施
		していく。
		・B社(平成24年度企業立地事業認定)
		売上げ不振等により、予定していた事
		業計画が執行できず鳥取工場の経営が
		悪化したため雇用計画が未達となり、補
		助金のうち雇用計画に基づいて加算支
		払いした額の返還が生じたもの。現在鳥
		取工場は事業休止中だが本社は操業中
		であるため平成29年度から分割払で補
		助金返還を実施中である。
		既に複数債権者が合意した返還計画
		を実施中であり、今後も確実な回収に努
		めるとともに、定期的に面談等を実施し

機関名		指摘内容			講じた	- 措置	
				て	て会社の状況等を確認する。		
	未収金	状況一覧表		ı	(単位:円))
		私債権	平成 29 年度 未収金額		平成 30 年度 回収額	平成 30 年度末 未収金額	
	過年	平成 28 年度以前 未収金	45, 788,	385	0	45, 788, 385	
	度	平成 29 年度 未収金	49, 586,	000	3, 384, 000	46, 202, 000	
	指摘 以降	平成 30 年度 未収金		0	0	0	
		計	95, 374,	385	3, 384, 000	91, 990, 385	
商工労働部 (農林水産 部) 市場開拓局 販路拡大・ 輸出促進課	香港での鳥取岡山観光物産展運営業務に係る委託契約外2件について、契約締結の伺を支出負担行為書で行っていなかった。 ①香港での鳥取岡山観光物産展運営業務に係る委託契約 ②韓国新世界百貨店での鳥取観光物産展開催業務に係る委託契約 ③バンコクでのレストランフェア関連業務委託契約		2件につい 負担行為書 物産展運営 鳥取観光物 モ契約	す為の国場担を	為替レート変動にるため、日本円での が困難なことから、 同を行っていたもの 監査意見を受けたで 監査があってもとなる。 一為を行うとおのに である行うとすのに である行うとする であるに であるに であるに であるに であるに であるに であるに である	契約額の支出負担 一般起案で契約網 のである。 会計管理局から、 める相手との契約 D締結の何時に支出 見解が示されたこ 同時に支出負担行為	日

概要:①②は、自国通貨での支払を求める相手との契約であり、支払額(日本円)が為替レートにより変動することから、契約伺を一般稟議で行い、支出負担行為は支払時に伺っていた。

③は、契約通貨は日本円であるが、 ①②と混同して同様の処理をしていた。

なお、①の変更契約については、実施直前まで調整を行っていたが、契約上の整理が遅延し、変更契約は業務終了後に締結していた。

契約締結日は、起案に状況説明を記載し、矛盾がないよう業務の実施前に遡っていた。

・発生の理由:担当者及び上司とも関係規程への認識が不十分であった。

農林水産部 水産振興局 水産課

水産養殖企業立地支援事業費補助 金について、補助事業の完了検査を 行っていなかった。

概要:補助事業者から補助事業に係る 完了届が提出されたが、完了検査を 行っておらず、検査結果の通知も 行っていなかった。

・補助事業者:(株)C

担当者が県補助金等交付規則の規定を 認識しておらず、事業完了届に基づく完了 検査を行っていなかったこと及び額の確 定時の電子決裁において検査等の状況が わかりにくいことによる上司の確認不足 があったことが原因である。

再発防止のため、担当者が平成30年10 月12日に、事業完了検査の方法等について 会計指導課の会計サポートを受講すると

機関名	指摘内容	講じた措置
	・補助金額: 198,000,000円	ともに、内容を課内で周知徹底した。
	- 概 算 払:100,000,000円	また、補助事業の流れをフロー図化した
	(H28. 9.16)	「補助金の事務手続について」を随時確認
	- 精 算 払: 98,000,000 円	しながら業務を行うとともに、電子決裁に
	(H29. 11. 10)	おいて現在補助事業がどの段階の手続に
	- 発生の理由:担当者及び上司とも関	あり、必要な検査等を行ったなどの状況を
	係規程への認識が不十分であった。	上司が確認できるようにした。
畜産試験場	和牛肉のおいしさを評価するポー	3月中旬に共同研究受入申請を行った
	タブル非破壊簡易測定装置の開発	が、その後、県側の人事異動で構成員の一
	共同研究に係る委託契約について、	部が変更になったため、共同研究受入申請
	契約日を遡っていた。	を改めて行ったことで、申請が遅くなっ
	概要:共同研究の相手方が受入決定を	た。また、相手方の事務担当者も人事異動
	判断した後に契約するものであり、	となり、後任者の事務処理にも時間がかか
	相手方が契約日、契約期間を記載し	り、試験場への契約書送付が遅くなったも
	た契約書を、契約日以降に受理した	のである。
	ため、遡って契約した。	再発防止のため、共同研究受入申請は、
	[]	人事異動があっても出し直しをせず契約
	• 契約期間: H29. 4.1~H30. 3.31	手続を優先し、構成員の変更手続は契約締
	• 契約金額: 5,000,000円	結後に行うように改めた。
	・受入決定日: H29. 4.3	また、遡り起案は厳禁であり、時期を逸
	· 決 裁 日:H29. 5. 9	しないよう進行管理を行うよう職員に周
	·契約日:H29.4.3	知徹底した。
	・遡り日数: 1か月6日	
	・遅延の理由:相手方の事務の遅延並	
	びに担当者及び上司とも進行管理	
<u>+</u>	が不十分であった。	
中小家畜試	家畜糞悪臭除去システム点検・調査	担当者が予定価格調書の作成及び支出
験場	業務に係る委託契約について、予定	負担行為への予定価格の記載を失念していたことがびに副本及びトヨによるチャ
	価格を決定していなかった。 「概要・ 圣字価格理書を作成して なる	いたこと並びに副査及び上司によるチェールクが十分行われていなかったことによ
]	概要:予定価格調書を作成しておら	ックが十分行われていなかったことによるものである。
	ず、支出負担行為に予定価格の記載もなかった。	るものである。 再発防止のため、平成30年3月7日に、
	取りなかりに。	今回の指摘内容を所属内に周知した。ま
	 ・予定価格の積算: 1,353,000円	た、平成30年11月21日に会計事務別研修会
	・ 丁 た 価格 の 槓 算 : 1,353,000 円 ・ 契 約 金 額 : 1,350,000 円	(科目:契約)の内容を所属内で周知徹底
]	· 笑 初 金 額 : 1,350,000 円	(付日: 突附) の内谷を別属内で向如徹底した。
]	・	また、契約に関する各種通知を統合して
	の確認が不十分であった。	契約に係る事務手続をまとめた契約事務
	принего 1 1 /3 < 0/ > 1 Со	処理要領の「契約事務処理の流れ・処理の
		チェックポイント」を活用することを事業
]		担当の主査と副査との間で相互に確認し、
]		さらに上司も確認することを徹底した。
倉吉家畜保	家畜クリーンセンター(死亡牛一時	近年、本単価契約に係る総支出実績額が
健衛生所	保管施設)産業廃棄物(汚泥)収集運	100万円以上に至ることがなかったため、
	搬及び処分業務委託契約について、	単価契約でも総支出予定額が100万円以上
	予定価格を決定していなかった。	であれば予定価格調書の作成が必要であ
	概要:予定価格の積算額が 100 万円以	るという認識がなかったものである。
	上であったが、予定価格調書の作	再発防止のため、庶務担当係及び庶務決
	成が必要との認識がなかった。	裁に係る上司との間で、指摘内容について
]		周知し、決裁時の確認を徹底したことで、
	・契約期間: H29. 6.2~H30. 3.31	平成30年度契約では予定価格調書を作成

機関名	指摘内容	講じた措置
·	· 契約形態: 随意契約	した。
	・予定価格の積算:1,994,000円	
	・契約額:複数単価契約 処分50円	
	/kg(税抜)	
	収集運搬 60,000 円/回 (税抜)	
	・発生の理由:担当者及び上司とも関	
	係規程への認識が不十分であった。	
栽培漁業セ	栽培漁業センター施設維持管理業	担当者が起案に仕様書の添付を失念し
ンター	務に係る委託契約について、決裁を	たこと及び上司によるチェックも十分行
	受けていない仕様書を契約書に添	われていなかったことによるものである。
	付していた。	平成30年度の同契約時には、仕様書の決
	概要:支出負担行為でも仕様書案を伺	裁を受けているが、再発防止のために、契
	っていないにもかかわらず、仕様書	約に関する各種通知を統合して契約に係
	を契約書に添付していた。	る事務手続きをまとめた「契約事務処理要
		領」(平成30年10月30日付会計管理者通知)
	・発生の理由:担当者及び上司とも起	の「契約事務処理の流れ・処理のチェック
	案内容、契約書の確認が不十分であ	ポイント」を活用することを確認し、さら
IN ALL SECTION	った。	に上司もチェックすることを徹底した。
栽培漁業セ	平成29年度湖山池漁場環境回復試	担当者が施行時に仕様書の添付を失念
ンター	験に係る魚類採捕等業務委託契約	していたこと及び施行確認時に施行確認
	について、契約書に添付すべき仕様	者におけるチェックが十分行われていな
	書を添付していなかった。	かったことが原因である。
	概要:発注伺、支出負担行為には仕	平成30年度の同契約時には、仕様書を添
	様書を含めて伺っていたが、 契約	付しているが、再発防止のために、契約に関する名が、本人して初めに係る事
	書作成の際に添付することを失念	関する各種通知を統合して契約に係る事
	していた。	務手続をまとめた契約事務処理要領の「契 約事務処理の流れ・処理のチェックポイン
		トーを活用することを確認し、さらに上司
	・発生の理由:担当者が失念し、上司 の契約書の確認が不十分であった。	ト」を佰用することを確認し、さらに上司 もチェックすることを徹底した。
	河川法第67条による原因者負担金	平成29年度末時点の未収金案件は2件
朱工程順印 河川課	について、前年度に比べ未収金の額	であり、当該未収金は、法人Aの堆積して
刊用床	は僅かに減少しているものの、依然	いた残廃土の崩落による河川の閉塞及び
	として多額の未収金があった。	法人Bの採石場の崩落による河川へのP
	·調 定 額: 936, 197, 419円	CBの流出に対するものである。それぞ
	· 収入済額: 4,000円	れ、事故発生後早期に対応する必要が生
	· 未収金額: 936, 193, 419円	じ、県が対策工事を行ったが、その原因者
	・智頭町内の土砂崩落(H14. 1)に係	負担金について、債務者(原因者)からの
	るもの: 889, 268, 046円	支払いが滞っているものである。
	・鳥取市内の河川へのPCB流出 (H18.	改善策として、平成25年1月に全庁的な
	2) に係るもの: 46,925,373円	債権回収の取組方法等をまとめた鳥取県
		債権管理マニュアルを参考に財務調査を
		行いつつ、定期的に債務者を訪問する等し
		て納付の督促を行い、回収に努めている。
		各案件における対応状況等は次のとお
		りである。
		案件 1
		債務者である法人Aは既に解散してお
		り、徴収不能である。なお、役員へ請求し
		ている損害賠償金について、役員個人への
		債権について、平成27年から少額ずつ納付

LIV BB &		ا مام المام		1	=#* 10 }	14.00
機関名		指摘内容		4.1	講じた措置 されるようになり、平成29年には計4,000	
					平成29年には計4,000	
					アク、ケーさ 旅さ 料竹首	
				促を継続する。		
				 案件 2		
						中止しており、平成27
				年度には法人の代表者が死亡しているが、		
						の預金8, 165円を差押
				えし	えし未収金に充当した。	
				4	今後の回収は困難な	び予想されるが、引き
				続き	き納付督促を試みて	つつ、不納欠損処分に
				つい	ヽても検討を進める	5.
	未収金					(単位:円)
		and the same of the same	平成 29 年度	末	平成 30 年度	平成 30 年度末
	9	制徴収公債権	未収金額		回収額	未収金額
		平成 28 年度以前				
	過年	未収金	936, 193,	419	8, 165	936, 185, 254
	度	平成 29 年度				
		未収金		0	0	0
	指摘	平成 30 年度			_	_
	以降	未収金		0	0	0
		計	936, 193,	419	8, 165	936, 185, 254
総合事務所	もうか	る6次化・農商工	車携支援事	担当者が補助対象外とすべき経費を誤		
西部総合事	業費補	助金(農商工連携	型) につい	認し、申請者へ説明の上、事業支援を行っ		
務所農林局		助対象外経費を控[た。その後、交付決定及び額の確定をする		
	たことにより過大に支出していた。 概要:交付要綱では、農商工連携型の 補助対象経費は「農林漁業者(団体 含む)と連携した取り組みに必要な		際において担当者やその上司も、その誤り			
			を見落として支出をしてしまったもので			
			ある。 監査指摘を受けて、申請者に直接会って			
				経緯の説明と謝罪をし、過大支出した補助		
	施設・機械整備)」と規定されてい るが、それに該当しない「ホームペ		金の返納を依頼したが、県に相談してから			
	_	ジ作成費 を補助対象		申請をしたものであり、落ち度はないので		
		こし、額を確定してい		返納には応じられないと回答があった。		
		, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	0	なお、県が補助金対象経費を錯誤し、交		
	 過大 	大支出:250,000円		付決定したものであり、落ち度はチェック		
	•発生	の理由:担当者及び	(上司とも関	できなかった県にある。申請者が任意の返		
	係規程の確認が不十分であった。] 納に応じない場合、過大支出分を徴収する			
			法的根拠が無いことから、申請者の意向に			
			応じざるを得ない。			
			再発防止のため、交付決定等の起案に添ける。			
			付する事業概要表に、新たに交付要綱に基づく補助対象経費記載欄を設け、承認経路者が起案内容の適正有無を確認し、チェッ			
			■ 者が起案内谷の週止有無を確認し、デェッ■ クの徹底を図った。			
西部総合事	がんば	る農家プラン事業	 と 費補助金			て、補助金交付要綱等
務所農林局		て、実績報告書の				ので、事業完了日の取
		るものがあった。		扱い	いが市町村等に十	分に周知されていな
		農業者が農業用施設			ったものである。	
	ため	の間接補助金である	る。	F	耳発防止のため、事	業完了日の取り扱い

		T
機関名	指摘内容	講じた措置
	交付申請書に記載されていた完了	について、管内市町村へ文書(平成30年9
	予定日はいずれも12月末であった	月25日付)で通知し、周知徹底した。
	ため、積雪に配慮して1月に催促し	また、各間接補助事業の進捗状況を一覧
	たところ、それぞれ7月末、8月末	表にして、所属内で情報共有を図った。
	には完了していたが、その後も提出	なお、予定期日を経過した補助事業につ
	までに日数を要した。	いては、補助事業者とのやりとりを記録に
		残すとともに、早めに課内で対応を協議
	①南部町:遅延日数7か月4日	し、メール等により確認を図ることとして
	②南部町:遅延日数 6か月3日	いる。
	 ・発生の理由:担当者及び上司とも進	
	行管理が不十分であった。	
西部総合事	米子駅前地下道施設管理業務委託	担当者及び上司の認識不足により予定
務所米子県	契約について、予定価格調書を作成	価格調書を作成していなかったものであ
土整備局	していなかった。	3.
,	概要:予定価格の積算額が100万円以	再発防止のため、平成30年11月20日開催
	上であったが、予定価格調書の作	の会計事務研修会を総括課長補佐が受講
	成が必要との認識がなかった。	し、内容を周知するとともに、課内職員に
		予定価格調書作成の有無及び根拠を発注
	・契約形態:随意契約(1者)	伺に記載し、チェックすることを徹底し
	・予定価格:1,030,000円	た。
	・契約額:1,022,220円	
	・発生の理由:担当者及び上司とも関	
	係規程への認識が不十分であった。	
西部総合事	鳥取県森林環境保全税関連事業費	補助事業者へ補助金の配分通知を行い、
務所日野振	補助金について、交付申請書の受理	何度も催促したにもかかわらず交付申請
興センター	が遅延していた。	が遅延したものであるが、補助事業者への
日野振興局	概要:交付申請書の提出については、	配分通知に「やむを得ない理由により申請
	何度も町に督促していたものの、竹	書の提出が期限内にできない場合は、事前
	林所有者の理解が得られない等の	に担当者へ連絡するとともに申請書に遅
	理由で町に対し森林組合から申請	延理由書を添付すること」と記載していた
	書が提出されなかったため、提出が	ため、申請書の提出まで遅延理由書が提出
	遅れた。	されず、提出期限の延期等の対応もできな
		かったものである。
	•補助事業者:日南町	再発防止のため、補助事業者への配分通
	・受理期限: H29. 7.18	知の文面について、「交付申請書を期限内
	・受理日: H30. 1.24	に提出できない場合は、事前に理由書を提出した。
	・遅延日数: 6か月6日	出すること」を記載し、やむを得ない理由
	・遅延の理由:補助事業者の書類提出	が認められれば交付申請書の提出期限を
	が遅延していた。	延長することとする。理由書の提出なく期間な初えた場合及び延長された期間な初
		限を超えた場合及び延長された期限を超 えて当方から督促しても提出されなかっ
		た場合は配分の取消しも検討することと
		た場合は配分の取得しも検討することと した。
		また、期限内に交付申請書が提出されな
		かった理由として、間接補助事業者である
		森林組合から竹林所有者への事業目的の
		周知が不十分で、要望していた箇所数を変
		更する必要が生じたものであったことか
		ら、毎年10月の次年度要望調査時には補助
		車要求。亜胡された車業目的について問

事業者へ要望された事業目的について間

機関名	指摘内容	講じた措置
		接補助事業者への再確認を指示し、担当者
		がその結果を確認することとした。
		なお、今回指摘対象となった補助事業者
		等に対しては改めて指導を行うとともに、
		平成31年2月14日に事業担当者会議を実
		施し、市町、森林組合等へ事業の目的の周
		知徹底を図った。
五如 ※ < す	田)居川がは福田工事(予労がけ)	※事業件数:平成29年度 2件
西部総合事 務所日野振	田ノ原川砂防堰堤工事(通常砂防) 用地に係る土地賃貸借契約につい	賃貸借契約締結に向けて用地交渉を行ったところ、相手方から交渉日(平成29
脚センター	「 「 「	年7月13日) の日付で契約するという旨の
日野県土整	概要:賃貸借契約締結に向けた用地交	要望があり、急遽、契約書を作成してその
備局	渉において、相手方が交渉日付	日の夕方に契約内容の了解が得られたも
VIII 7. 9	(H29.7.13) で契約することとな	のであるが、起案の際に契約日について遡
	り、急遽、契約書を作成してその日	る旨を伺って決裁を受ければ良いと誤認
	の夕方、契約書に押印された。契約	していたものである。
	何は、帰庁後に起案したため、遡り	再発防止のため、契約日の遡りは不適切
	となった。	であることを所属内に周知し、適正な事務
		処理を徹底した。
	・契約期間:H29. 7.13~H34. 3.31	
	・決 裁 日: H29.7.19	
	·契約日: H29.7.13	
	・遡り日数: 6日	
	・発生の理由:担当者及び上司とも進 行管理が不十分であった。	
病院局	生体情報システム保守管理業務に	担当者の見落とし並びに副査及び上司
中央病院	係る委託契約について、予算額及び	によるチェックが十分行われていなかっ
1 2 2/13/22	支出予定額を上回る額で予定価格	たことによるものである。
	を決定していた。	再発防止のため、今回の指摘内容を事務
	概要:担当者が発注伺の際に積算した	局内に周知し、審査担当も該当箇所を注意
	支出予定額(予定額の積算に相当)	して見るよう徹底した。
	と異なる誤った積算資料を契約権	
	者に示したことから、予定価格が予	
	算額及び支出予定額を上回ってい	
	た。	
	なお、契約額は予算の範囲内であっ た。	
	/_0	
	・予 算 額:3,354,000円	
	- 支出予定額: 3,353,400円 (所要額)	
	の積算)	
	・予 定 価 格:3, 510, 000円	
	・契約金額:3,353,400円	
	・発生の理由:担当者及び上司とも確	
w	認が不十分であった。	(B) (B) (C) (C) (C) (C) (C) (C) (C) (C) (C) (C
教育委員会	道徳教育の抜本的改善・充実に係る	県と国の委託契約締結時期が遅れたた
小中学校課	支援事業委託契約について、遡って	め県と市の再委託契約も大幅に遅れたが、
	契約していた。 概要:本契約は国と締結した委託契約	市では契約締結時期が平成29年7月になることは想定しておらず、既に前年度と同
		時期の契約締結を想定して事業を始めて
	結後に市と契約する必要があった。	おり、県も計画作成時点で事業開始時期に

機関名	指摘内容	講じた措置
	国と県の契約締結後、速やかに市との契約締結の事務を進めたが、既に市は事業に着手していたので、契約期間の始期を遡ったものである。 なお、国との契約では、契約日以前に発生した経費は支出することはできないこととなっており、契約何では契約日を遡ることとしていたものの実際の契約日は決裁後の日付とし、契約期間の始期のみ遡っていた。	ついて指示をしていなかったものである。 再発防止のため、今後は国の委託決定の 状況を把握するとともに、市町村にも契約 締結後の事業でなければ委託金に含める ことができないこと及び契約時期が6月 末以降になる可能性があることを想定し た上で計画を作成するよう周知徹底した。
	 ・契約の相手方:鳥取市、米子市 ・決裁日:H29.7.10 ・契約日:H29.7.11 ・契約期間:H29.6.27~H30.3.19 ・国との契約日:H29.6.27 ・契約額:鳥取市1,599,200円 米子市622,828円 ・遡り日数:14日 ・遅延の理由:担当者の進行管理が不十分であった。 	
社会教育課	公印の亡失について、知事への報告が遅延していた。 概要:物品保管主任が平成29年度に行った物品照合において、確認ができなかった公印について、捜索亡失と判断したが、データベース登録が遅れた。この公印は平成28年度の物品照合の際においても確認できていないにもかかわらず、亡失として処理することなく不明のままの状態で放置していた。なお、亡失後、当該公印を押印すべき状況はなかった。	平成28年度の物品照合において県民カレッジ学長印を確認できなかったが、捜索を継続することとし亡失として処理しないままとしていたことから、知事への報告が遅延したものである。 再発防止のため、物品照合において確認ができない物品がある場合は、速やかに物品できない物品がある場合は、速やかに物品亡失報告書により知事へ報告することを所属内に徹底した。
人権教育課	・事故物品:公印(県民カレッジ学長 印) ・事故内容:亡失 ・亡失確定日:H28.9.30 ・DB入力日:H30.1.11 ・遅延日数:1年3月11日 ・遅延の理由:担当者及び上司とも進 行管理が不十分であった。 進学奨励資金貸付金の返還金につ いて、減額調定により処理すべきと	担当者の認識不足により、減額の収入調 定を行って繰越しとなった金額の処理を
	ころを不納欠損処分により処理しているものがあった。 概要:減額調定により処理すべきところを過年度の調定は減額調定が出	たを行って繰越しとなった金額の処理を 行うべきところ、鳥取県会計規則の関係規 定を確認せず誤って不能欠損として処理 したものであり、上司もチェックを十分に 行っていなかったものである。

機関名	指摘内容	講じた措置
	来ないと判断し、不納欠損で処理し	再発防止のため、この度の誤った事務処
	ていた。	理と本来の正しい事務処理について、課内
		で確認し周知徹底した。
	・減額調定の日:H30.1.9	また、不慣れな事務を行う場合には、関
	・不納欠損額:6,095円	係規程の確認を確実に行い、現行規程に照
	・発生の理由:担当者及び上司とも関	らして事務処理が正しいかどうかを確認
	係規程への認識が不十分であった。	すること及び上司も当該確認が正しく行
		われていることをチェックして決裁する
		ことについて課内で周知徹底した。
体育保健課	とっとり元気キッズ幼保小連携推	受託予定だった市町村に対する意向確
	進モデル事業に係る委託契約につ	認が不十分で、急きょ新たな受託先を決定
	いて、契約締結の事務手続が遅延し	し内容を調整する必要があったところ、所
	ていた。	属内での進捗管理及び情報共有が不十分
	┃ 概要:モデル地域が5月になって若桜┃	であった。
	町に決定となり、モデル地域決定後	また、担当者の業務負担が過重になって
	に町と委託契約を締結する必要が	いたことに加え、担当者及び上司に委託期
	あったが、町は補正予算を組む必要	間を遡ることに対する認識不足があった。
	があった。既に事業着手していたた	再発防止のため、指摘内容を所属内で周
	め、契約期間の始期を遡った。	知し、以下のよう徹底した。
	In the second se	・定期的に、上司が部下に対して、遅延し
	・契約の相手方:若桜町	ている業務がないかを確認する。
	・契約期間: H29. 5. 1 ~H30. 3.31	・上司が職場の雰囲気づくりにも気を配
	•契約額:357,900円	り、部下が相談しやすい環境を作る。
	· 決 裁 日: H29. 7.12	・負担が大きくなっている職員がいた場合
	・契約日: H29. 7.14	には、上司が率先して業務を引き受ける
	・遡り日数:2か月13日	とともに、他の職員に働きかけ、業務を
	・遅延の理由:担当者及び上司とも進	再配分して平準化に努める。
	行管理が不十分であった。	・当初の約束が遵守されるよう、連絡調整
从	し し い 二 年 と い で 幼 伊 小 声 堆 州	を密に行う。
体育保健課	とっとり元気キッズ幼保小連携推 進モデル事業体つくりコーディネ	派遣先である若桜町の意向に沿って、A とは当初の予定と異なる事業内容で調整
	世七ケル事業体のくりューティネ 一ター業務に係る委託契約につい	とはヨ初の子足と異なる事業的各で調整 を行ったが、A側の混乱を招いたことなど
	て、契約締結の事務手続が遅延して	もあり、契約手続の完了までに多くの日数
	C、天が柿柏の事務予税が遅延して	もめり、天が子杭の元」よくに多くの自然 を要したもので、所属内での進捗管理及び
	概要:とっとり元気キッズ幼保小連携	情報共有が不十分であった。
	推進モデル事業の委託先の若桜町	また、担当者の業務負担が過重になって
	へのコーディネーター派遣であっ	いたことに加え、担当者及び上司に委託期
	たため、連動して契約が遅延した。	間を遡ることに対する認識不足があった。
	にため、足動して大麻が足趣した。	再発防止のため、指摘内容を所属内で周
	 ・契約の相手方:(特非)A	知し、以下のよう徹底した。
	・契約期間: H29. 5. 1 ~H30. 3.31	・定期的に、上司が部下に対して、遅延し
	・契約額:663,460円	ている業務がないかを確認する。
	· 決 裁 日: H29. 8. 8	・上司が職場の雰囲気づくりにも気を配
	・契約日: H29.8.24	り、部下が相談しやすい環境を作る。
	・遡り日数: 3か月23日	・負担が大きくなっている職員がいた場合
	・遅延の理由:担当者及び上司とも進	には、上司が率先して業務を引き受ける
	行管理が不十分であった。	とともに、他の職員に働きかけ、業務を
		再配分して平準化に努める。
		・受託先が混乱しないよう、早めかつ丁寧
		な連絡調整に努める。
鳥取緑風高	産業廃棄物収集運搬委託契約につ	担当者が事業者作成の契約書案に日付

機関名	指摘内容	講じた措置
等学校	いて、契約締結の事務手続が遅延し	が記載されていることを見落とし、上司に
寸于汉 	いて、突が肺胎の事務于舵が建型し ていた。	お記載されていることを兄俗とし、上可によるチェックも十分行われていなかった
	概要: 契約事業者決定後、事業者に契	ものである。
		ものである。 再発防止のため、指摘内容を所属内で共
	約書案を作成してもらい、契約伺決 ************************************	
	裁後に同案により契約を締結した	有するとともに、今後、ミスが生じないよ
	ところ、契約書案に決裁日前の日付	う主査、副査間での相互確認及び上司によ
	が記載されていたことに気付かず、	るチェックを徹底するとともに、今後は、
	そのまま利用し施行したため、遡り	統括審査課の作成した契約書のひな型を
	契約となった。なお、11 月7日か	活用することとした。
	ら14日までの間に業務は実施され	
	ていない。	
	 ・契約期間:H29.11.7~H30.3.31	
	- 契約額: 120,960円	
	· 決 裁 日: H29 . 11. 15	
	·契約日:H29.11.7	
	・遡り日数:8日	
	・遅延の理由:担当者及び上司とも契	
	約書の確認が不十分であった。	
教育委員会	入学料の減免について、必要な手続	鳥取県中部地震被災者の入学料減免に
倉吉東高等	を行っていなかった。	ついては、所管課から罹災証明書を添付し
学校	概要:鳥取県中部地震被災者が提出し	た減免申請書により全額免除とする旨の
倉吉農業高	た入学料減免願書(倉吉東高等学校	通知があったため、担当者及び上司ともに
等学校	36件、倉吉農業高等学校7件)につ	関係規定による事務手続が必要との認識
	│ いて、 担当者が減免に係る伺いを │	がなかった。県立学校授業料等減免規則等
	││ 行わず決裁を受けないまま減免し│	による事務手続についても十分に認識し
	││ ていた。また、減免申請者に対し│	ていなかった。
	通知を行っていなかった。	監査指摘を受けて、平成29年度の入学料
		減免者に対して、減免決定の通知を平成30
	・入学料:5,550円/件	年12月及び平成31年1月に送付した。
	・減免率:10/10	再発防止のため、県立学校授業料等減免
	・発生の理由:担当者及び上司とも関	規則を含む鳥取県立高等学校授業減免マ
	係規程への認識が不十分であった。	ニュアル(平成29年度改正版)を事務室職
		員全員が確認し、いかなる場合でも、組織
		の意思決定には伺が必要であり、また、減
		免者へ通知が必要なことを担当者及び上
被ない。上・☆?	古私士をおみて坐がしてったったが	司を含む全員が確認した。
警察本部	自動車運転試験手数料に係る証紙	会計課において証紙取扱金額をとりま
警察本部	収入について、証紙収入状況報告額	とめており、当該手数料の主管課である運転の数据の数据の数据の数据の数据の数据の数据の数据の数据の数据の数据の数据の数据が多いため
	に誤りがあった。	転免許課は証紙の取扱い数量が多いため
	概要:証紙収入状況報告データベー	手数料の種別ごとに金額をまとめた集計
	スにより下半期分を報告する際、報	表(エクセルデータ)を提出させているが、
	告済みの上半期分を加えた年額を	改定手数料が含まれていない集計表であ
	下半期分として報告していた。 	ったため、運転免許課が会計課処理担当係 以外の他係へ報告した改定手数料が含ま
	 ・報告額:(正)219,298,250円	れた集計表も併せて入力資料とした。
	(誤) 231,797,300円	この集計表は12月分以降が表示された
	差 12, 499, 050 円	ものであったが11月以前は非表示設定と
		なっており、合計額は年間分の金額であっ
	・ 	た。しかしこの金額を下半期の合計額と思
	発生の壁田・担当有及の上町とも 確認が不十分であった。	い込んでしまい、誤った金額を報告したこ
		* 心/してしま*、味りに並供と取口したこ

機関名	指摘内容	講じた措置
機関名	指摘内容 琴浦大山警察署移転業務に係る委 託契約について、調達公告等におい て最低制限価格を設定することを 規定していないにもかかわらず、予	講じた措置 とが原因である。 今後、同様なミスが生じないように、以下のとおり再発防止策を講じる。 ○主管課である運転免許課は、証紙収入状況報告書に改定手数料分も含めした。 公会計課へ報告することとした。 ○会計課は、前記報告書と他係で報告を受ける手数料集計表を複数人で報告を受ける手数料集計表を複数人で本上の「上・下半期証紙収入報告チェックを行い、上半期、下半期及び年間額に誤りがないか確認することとした。 本件契約に係る予定価格調書の作成に際し、調達公告では最低制限価格を設定していないにもかかわらず、最低制限価格を設定すべきと認識し、予定価格調書に最低
	元度 大学	制限価格を設定したものであり、施行文書との突合等を十分行わなかったことが原因である。 今後、同様なミスが生じないように、以下のとおり再発防止策を講じた。 ○前例のみを参考に短絡的に事務を遂行することなく、根拠の確認や施行文書等との突合を行うように定例的に下るとともに、本件のように定例のは警本部会計課にチェックを依頼し、確認するなど再発防止を徹底した。

機関名 意見内容 講じた措置 1 大雨による危機の予測と対応の周 危機管理局 知について 危機管理政 近年、毎年のように記録的な大雨が発 西日本豪雨では多くの人が犠牲とな 策課 生しており、今年7月の西日本豪雨で り、本県内でも特別警報の発表があった は、大雨による河川やため池の決壊等に が、その10市町における避難者数は よって多くの人命が失われ、甚大な被害 2,042人で避難対象人口228,360人の約 が各地で発生した。 0.9%であるなどの課題が認識された。 そこで、人的被害を防止するために そのため、有識者、住民代表、市町村 は、行政機関が適時に的確な情報を住民 等と意見を交える「安全・避難対策のあ り方研究会」を立ち上げて、この度の豪 に提供し、住民もその情報を正しく理解 し、ハザードマップを活用するなどし 雨災害及び現状の安全・避難対策につい て、安全かつ確実に避難することが求め て検証し、人命を確実に守る安全・避難 られる。 対策のあり方を整理したところ、求めら また、災害対策基本法では、国、県、 れる安全・避難対策として、次の対策が 市町村それぞれの責務が明確に規定さ 挙げられており、今後、市町村や関係機 れ、市町村長は住民に対し、避難勧告、 関と連携して、必要な対策を講じてい 防災マップや各種ハザードマップによ く。 る危険箇所等の周知、適切な災害への備 (1) 避難に関する住民意識の醸成 えや災害発生時の行動などの周知、洪水 ①避難情報、避難行動の空振りを許 予報や土砂災害警戒情報の発表内容の 容する意識の醸成 意味の周知などを行うこととされてい ②避難情報の信頼性の向上 (2) 自助・共助・公助が一体となった しかし、屋外放送だけでは豪雨時や強 避難体制の構築 風下では情報が届きにくく、複数の手段 ①自助・共助の重要性に関する住民 を用いて確実に伝達することが必要な 理解の促進 ②防災リーダーの育成 こと、住民があらかじめ避難場所や避難 経路を熟知し、避難準備や避難勧告など ③地域と行政の連携 の避難情報を正しく理解して行動でき (3) 要配慮者避難支援体制の構築 るかなどの課題も生じている。 (4) 避難情報や防災気象情報に関する このように、新たに得られた教訓を踏 住民理解の促進 まえ、市町村において地域の特性や災害 ①避難情報や防災気象情報及び災

種類別に応じた避難に関する方針等を 常に見直す必要がある。

ついては、県は市町村に対して、住民 が確実に避難できるよう適時的確な情 報が伝達できる体制整備、住民へ避難情 報等をわかりやすく伝えるための工夫、 防災意識の醸成や計画的な避難訓練の 実施などについて、積極的に助言された い。

- 害リスク情報の平時からの住民 周知の徹底
- ②わかりやすい情報の発信
- (5) 切迫感ある避難情報、早期・確実 な伝達
 - ①切迫感がより一層伝わる対策
 - ②避難情報の早期発出
 - ③複数の手段、情報による確実な情 報伝達
- (6) 安全で安心して過ごせる避難所の 開設
 - ①資機材の備蓄計画及び迅速な配 備体制の構築
 - ②災害種別に応じた安全な避難所 の情報共有
 - ③緊急避難場所の指定
- (7) ダム放流の安全・避難対策
 - ①計画規模を超過する降水に対応 した既存ダム機能の活用 (事前放 流の検討、適正な維持管理)

機関名	意見内容	講じた措置
総務部財政課	意見内容 2 補助金交付要綱について 本県が交付する補助金については、鳥取県補助金等交付規則(以下「規則」という。)により事務処理の大綱が定められ、補助金交付要綱を制定又は改廃する際は財政課での審査を経ているところであるが、規則に対する理解が補助事業の担当所属において十分でないことなどにより、誤った事務処理を行っていたものが見受けられたほか、補助金交付要綱が正しく規定されていなかったものや補助事業者に正しく理解されていな	講じた措置 ②早期・確実な放流情報の伝達及び平時の住民周知 (8) ため池防災対策の推進 ①防災重点ため池のハザードマップの作成 ②下流に人家や公共施設があるため池を中心に人家や公共施設がある追加し、ハザードマップを作成 (1)補助金交付事務に係る手順や様式平成30年4月に補助金事務に係る事務流れる書類の「チェックリスト」のひな型の留意点と対応をまとめた。また、同年5月には会計事務研修の集を作成し、全庁に周知した。の中郷の事務について上記事例集の
		補助金事務について上記事例集の 内容を中心に留意事項等の研修を 行った。 (2)建設工事を対象とする補助事業に 係る完了検査 補助事業者の負担軽減及び事務 の簡素化の観点から着手届及び完 了届に係る手続きを廃止した(平成 31年鳥取県規則第5号)。 規則改正後、改正内容のほか、 (1)の補助金事務の適正処理につ
	付要網などの作成において、手順や様式 等必要かつ十分な内容が定められるよう配慮されたい。 また、建設工事等を補助対象とする補助金においては、補助金の額を確定させるための審査等とは別に、規則第15条により、その工事等の完了について専門的・技術的な検査(以下「完了検査」という。)を行う必要があるにもかかわらず、完了検査を行わず、会計書類など書面審査だけで額の確定を行っているものがあった。 同条第1項ただし書では、市町村等が	いてもあわせて周知した(平成31年3月8日付第201800338313号)。
	補助事業者であるときのほか、完了検査の必要がないと認めるときはこの限りではないとされているが、多額の県費が交付されている建設工事については、適切に実施されたことを県民に説明責任を果たすことを前提として適用すべき	

機関名	意見内容	講じた措置
	である。 ついては、建設工事等を対象とする補助金については、補助事業者に対して完了検査を実施すること(ただし書の適用により検査を行う必要がないと認めたときはその旨)を確実に伝えるとともに、完了検査のあり方をあらかじめ想定して補助金交付要綱を調整するよう徹底されたい。	
総務部行財 政改革局職 員人材開発 センター、会 計管理局会 計指導課	3 職員研修の充実強化について	対応検討中のため、講じた措置については後日通知する。
福祉保健部 健康医療局 健康政策課	4 がん罹患対策の推進について	対応検討中のため、講じた措置につい ては後日通知する。
福祉保健部医療政策課	5 電子カルテ相互参照システム(お大に)の参加医療機関の拡大について、	まるで等東い は、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、

機関名	意見内容 に運営することで、未参加の病院の参加 促進を進める予定である。 このような経緯から、県の取組は、県 主催のICT推進会議や各医師会等を 通じて、おしどりネットの仕組みや導入 メリット等に関する広報活動に止まっている。 ついては、県としても附属病院を中心 とした取組を支援するとともに、直接医療機関に対して働きかけを行うなど、積 極的に普及促進に取り組まれたい。	講じた措置 問し、院長等とおしどりネット参加に向けた意見交換、働きかけを行った結果、 令和2年度中に同院がおしどりネットに参加する見通しとなった。
商工労働部企業支援課	6 経営革新総合支援事業の実施状況の公開について 経営革新総合支援事業は、スタにというの公開について 経営革新総合支援事業は、スタに対し、スタに対し、スタに対し、スタに対し、区ののののののののののののののののののののののののでは、大力のでは、大力ののでは、大力のに対して、大力のでは、大力のに対して、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のに対して、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のに対して、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のに対して、大力のは、大力のは、大力のは、大力のは、大力のは、大力のは、大力のは、大力のは	成長・拡大型については、国が中小企業等経営強化法第46条に基づき実施する実施計画のフォローアップ調査、終じて、県が各商工団体を通じて、県が各商工団体を通じて、場画実施企業に計画達成状況等のトで、スタートで、計画を実施している。スタートで、計画を実施している。いずれの事がでは、場合では、いずれの事がである。いずれの事がである。の事例を情報公開する運用としているが、個の事例を情報公開する運用として、各商工団体と県で、各商工団体と県で、各商工団体と県で、各商工団体と県で、各商工団体と県が連携して、各商工団体と県で、名を受けて、各商工団体と県で、名を受けて、各商工団体と県で、の事がを受けて、各商工団体と県で、の事がを受けて、各商工団体と県で、といるでは、スタート型〉)の事が、といるでは、国が、といるでは、国が、といるでは、国が、といるでは、国が、といるでは、国が、といるでは、国が、といるでは、国が、国が、国が、国が、国が、国が、国が、国が、国が、国が、国が、国が、国が、
農林水産部 農地·水保全 課	7 大山山麓農地開発事業、東伯かんがい排水事業による受益者(水利用者)の拡大について 県は、大山山麓地区における畑地1,289haに、農業用水を供給する畑地かんがい用水の幹線・支線パイプライン(以下「畑かん施設」という。)の整備を進めており、平成29年度末現在での畑かん施設利用可能面積は1,192haとなり、全体計画の92%に拡大している。また、東伯地区にも同様の施設を整備しており、平成29年度末現在での畑かん施設利用可能面積は1,684haと、全体計	国営事業の事業期間(事業工期)が28年間以上の長期間に及んだため、着工当時の農業者の高齢化や後継者不足等に加えて、施設整備等に係る費用負担にためらう農家もあり散水施設の整備が十分進んでいない状況にある。監査意見を受けて、令和10年度末を目途に、新たな散水整備面積を各地区で100ha増加させることを目標として、以下の取組を中心に畑かん施設のさらな

意見内容 機関名 講じた措置 画の整備は完了している。 る利用促進を行うこととした。 しかし、圃場内の散水施設が整備され ①地区内での芝、白ネギ、ブロッコリ ていない圃場もあることから、かん水可 一、梨等における散水効果の検証を 能な圃場面積は大山山麓地区で44%、東 行い、具体的で収益性の向上につな がるPR資料(イニシャルコストや 伯地区で68%と低い状況にある。 一方、大山山麓地区では作物別の散水 経営試算等)を作成して、新たに新 効果や労力節減効果、かん水事業施設導 規就農者や農家を対象にした栽培 入に対する財政支援制度等を盛り込ん 講習会や各種研修会を通じてPR だパンフレットを新たに作成し、JAの を行い、散水施設の整備拡大を進め 部会の研修、展示圃場などにおいてPR ②今後、増産が見込めるブロッコリ するなど畑かん施設の利用普及を図っ 一、白ネギ、ハウス利用の施設園芸 ている。 さらに、東伯地区では担い手への農地 等の水利用が期待される品目につ の流動化等を検討する「琴浦町の営農を いて、関係市町村及びJA等の関係 考える協議会」を立ち上げ、耕作放棄地 機関と連携して、担い手の確保、営 対策も併せた検討を始めたところであ 農計画、販売計画等の協議を行い、 畑地かんがいの利用者拡大に繋げ このように両地区とも畑かん施設を 利用した営農の普及啓発に努めている ところであるが、畑かん施設の利用状況 が芳しくなく、未だ投資効果が十分発現 されているとはいえない状況にある。 また、県では2028年度に農業生産額1 千億円の目標を掲げ、生産拡大に取り組 んでいるところである。 ついては、今後一定期間における普及 面積などの数値目標を設定するととも に、畑かん利用効果や財政支援制度など の農家への情報提供に努め、畑かん施設 のさらなる利用促進を図られたい。 県土整備部 8 土木使用料収入等の調定遅延につ 県土総務課、 いて 土木使用料収入等の調定は、継続案件 年度末から年度当初にかけて処理す 鳥取県土整 備事務所、中 については年度当初に行うことが必要 べき業務が集中すること、年度中途で変 とされているが、依然として遅延が見受 更又は廃止となった対象物件に係る占 部総合事務 所県土整備 用者への内容確認や占用台帳の精査に けられる。 局、西部総合 このため、会計局とも連携して具体的 時間を要したこと等により遅延したも 事務所米子 な事務のあり方を検討するなど取組を のである。 県土整備局 進めているところではあるが、必ずしも 調定事務が迅速かつ適正に行えるよ う以下のとおり再発防止策を実施し、令 改善されていない。 ついては、土木使用料収入等の調定に 和元年度調定分では著しい遅滞を解消 関する事務について、調定遅延の発生要 することとした。 因等の分析及びそれに対する再発防止 ①余裕を持って更新事務が行えるよ をさらに徹底し、適正な事務処理を実施 う、各占用者への更新又は廃止申請 されたい。 に係る案内時期を早め、前年の12月 に実施した。

②調定処理の進捗状況を組織共有し、

なお、総合道路台帳システムの占用台 帳データについて、必要項目をCSV形

進行管理を徹底した。

機関名	意見内容	講じた措置
		式で抽出し、そのデータを新財務会計シ
		ステムに取り込むことで大量調定処理
		がスムーズになることから、システム改
		修を実施中である。
教育委員会	8 少人数学級及びエキスパート教員	
事務局教育	について	
人材開発課、		対応検討中のため、講じた措置につい
小中学校課		ては後日通知する。